

国民年金保険料が改定されます

令和4年度の保険料は次のとおりです。

| |
|-------------------|
| 令和4年度の国民年金保険料 |
| 16,590円(月額) |
| (令和3年度から20円の引き下げ) |

令和4年度の納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。金融機関、郵便局、コンビニエンスストアにてお納めください。口座振替やクレジットカードでも納付できます。

☎ 国税務住民課保険年金グループ

☎820-5604 ☎855-0155
 広島南年金事務所
 ☎253-7710 ☎505-5122

協会けんぽ広島支部の保険料率が変更されます

中小企業などで働く人やその家族を対象とした健康保険「協会けんぽ広島支部」の保険料率が、令和4年3月分(4月納付分)から次のとおり変更されます。

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|--------|--------|
| 健康保険料率 | 10.04% | 10.09% |
| 介護保険料率 | 1.80% | 1.64% |

詳細については、協会けんぽホームページをご覧ください。

☎ 全国健康保険協会広島支部
 ☎568-1014 (政策企画課)

昭和20年8月6日に降った広島の「黒い雨」に遭われた人へ

一定の要件を満たすと認められる人は、被爆者健康手帳を受け取ることができるようになりました。(令和4年4月1日運用開始)

「黒い雨」に遭ったと思われる人は、被爆者健康手帳の交付申請をしてください。申請書・診断書の様式は、社会福祉課でお渡しします。

☎ 社会福祉課

☎820-5635
 広島県健康福祉局被爆者支援課
 ☎513-3116



障害福祉サービスガイドブックからのお知らせ③ 日常生活用具給付等制度をご存じですか?

障害者および難病患者などの日常生活が、より円滑に行われるよう、日常生活用具を給付しています。(各々の用具について、補助の基準額が決まっています)

熊野町ホームページも合わせてご覧ください。

☎ 重度の身体・知的・精神障害者、難病患者など ※原則、費用の一角は自己負担になります。 ※介護保険対象者は、介護保険制度の利用が優先。

▶ 注意事項

必ず購入前に申請してください。



☎ 社会福祉課 ☎820-5635

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の案内

令和3年度分の住民税均等割が非課税世帯の人

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(令和3年度分の住民税均等割非課税世帯分)

2月18日(金)付けで該当の世帯の人へ確認書を郵送していますが、まだ、確認書を返送されていない人は、お早めにご返送ください。

本給付金は、確認書発送日(2月18日(金))より3か月以内(5月17日(火))までに確認書を返送していただければ、本給付金の受け取りを辞退したものと認定されてしまいますのでご注意ください。

令和3年1月以降で世帯全員の収入が住民税非課税世帯相当となった世帯の人

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、世帯全員の住民税均等割が非課税水準以下となった世帯に対し、その世帯の生活・暮らしを支援する観点から、1世帯当たり10万円を支給するものです。

☎ 令和3年1月1日以降において、世帯全員の各自の月收入が住民税均等割の非課税水準以下である世帯

〈例〉1人世帯の場合は1人あたり月收入78,000円以下
 2人世帯の場合は1人あたり月收入115,000円以下

世帯全員の月收入が1月でも住民税均等割の非課税水準以下となる世帯は、対象となる可能性があります。詳しくは社会福祉課に問い合わせください。

☎ 9月30日(金)までに以下の資料を社会福祉課に提出してください。

〈提出する資料〉

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書) ※必要事項を記載してください
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』 ※必要事項を記載してください。
- 世帯情報がわかる資料(住民票等) 年金振込通知書等収入がわかる資料
- 不動産収入に係る経費の金額のわかる資料 口座資料
- 本人確認資料 給与明細書
- 事業収入 不動産収入に係る経費の金額のわかる資料

☎ 社会福祉課 ☎820-5635

人権擁護委員とその活動をご紹介します

人権擁護委員は、日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げるために、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。様々な経歴を持った人権擁護委員が、その経験をいかして、地域のみなさんから人権相談を受けたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。また、「人権を侵害された」と申告などがあった場合、事案に応じて法務局の職員と協力して事実関係を調査し、被害者の救済のため、最善の方法を一緒に考えます。

○ 熊野町の人権擁護委員

人権擁護委員による人権相談「人権ホットライン」を毎月実施しております。日程は広報くまのに掲載しております。(今月号はp17に掲載)

〈熊野町の人権擁護委員(敬称略)〉

荒谷 直美(川角)、大野 都弥子(川角)
 梶山 孝之(平谷)、片川 光(呉地)
 木村 邦子(東山)、東 都茂江(新宮)

○ 人権問題に関する窓口(無料)

(1) 【電話による相談】

| 人権に関わる問題 | いじめ、虐待など子どもの人権 | DV、セクハラなどの女性の人権 |
|--|--|---|
| みんなの人権110番 ☎0570-003-110 ☎月曜日～金曜日8:30～17:15 (祝日、年末年始除く) | 子どもの人権110番 ☎0120-007-110 ☎月曜日～金曜日8:30～17:15 (祝日、年末年始除く) | 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 ☎月曜日～金曜日8:30～17:15 (祝日、年末年始除く) |

外国語による人権相談(Human Rights Counselling for Foreigners)

外国語人権相談ダイヤル
 ☎0570-090-911
 ☎月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
 Weekdays 9:00 through 17:00
 (Closed on public holidays and December 29th through January 3rd)

対応言語]英語(English)、中国語(Chinese)、韓国語(Korean)、フィリピン語(Filipino)、ポルトガル語(Portuguese)、ベトナム語(Vietnamese)、ネパール語(Nepali)、スペイン語(Spanish)、インドネシア語(Indonesian)、タイ語(Thai)

(2) 【対面相談】

広島法務局人権擁護部
 (広島市中区上八丁堀6番30号 広島県合同庁舎3号館4階)
 ☎月曜日～金曜日8:30～17:15(休日、年末年始を除く)

(3) 【インターネットによる相談窓口】

インターネット人権相談受付窓口
 (https://www.jinken.go.jp/)

(生活環境課)